



起業家教育講師等派遣支援

目的

起業家に必要とされるマインドと資質・能力を有する人材の育成
起業家教育に取り組む高等学校等及び自治体・創業支援機関等の拡大

支援対象

- ① 起業家を招いた講演・出前授業の実施を希望する高等学校等
- ② 主に生徒等を対象とする、起業家教育・創業機運醸成に関する講演・出前授業の実施を希望する自治体・創業支援機関等

※高等学校等：学校教育法第一条で規定する、高等学校、高等専門学校（1～3年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）

※生徒等：学校教育法第一条で規定する、高等学校、高等専門学校（1～3年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）に通う生徒等

提供内容

授業実施に向けた企画相談、協力事業者（起業家）の紹介、謝金支払

実施期間（予定）

令和4年8月～令和5年3月上旬

実施予定

50機関程度（先着順）

申込方法

中小機構起業家教育ホームページからお申込みください。

お問合せ

独立行政法人中小企業基盤整備機構
創業・ベンチャー支援部
電話 03-5470-1645
E-mail kigyorider@smrj.go.jp



<https://startup.smrj.go.jp/entrepreneur.html>